C　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成21年11月から平成22年４月までの有効求人倍率の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成20年３月から平成20年８月までの有効求人倍率（平成22年６月１日現在における最近の季節調整値）の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数を－0.45で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、負数となるときは零とする。）

経常態容補正Ⅱの算式

$$\frac{390\times(A\times0.40+B\times0.40+C\times0.10+0.10)\times1.520}{1,070}$$

A×0.40、B×0.40又はC×0.10に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　経常態容補正Ⅰの算式の符号中Aに同じ。

B　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成22年３月から平成22年８月までの有効求人倍率（平成22年10月１日現在における最近の季節調整値。以下同じ。）の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で１を除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成22年３月から平成22年８月までの有効求人倍率の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成20年３月から平成20年８月までの有効求人倍率（平成22年10月１日現在における最近の季節調整値）の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数を－0.40で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、負数となるときは零とする。）

経常態容補正Ⅲの算式

$$\frac{680\times(A\times0.20+B\times0.20+C\times0.40+0.20)}{1,070}$$

A×0.20、B×0.20又はC×0.40に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　15歳未満人口並びに学校基本調査規則によって調査した平成22年５月１日現在における当該地方団体立の高等学校及び当該道府県の区域内の私立の高等学校に在学する生徒数の合計を人口で除して得た数を0.163で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　65歳以上人口を人口で除して得た数を0.201で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　農林水産省において公表した生産農業所得統計における平成20年農業算出額、生産林業所得統計における平成20年林業算出額及び漁業生産額における平成20年漁業生産額の合計を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を83,235で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

経常態容補正Ⅳの算式

$$\frac{390\times(A\times0.20+B\times0.20+C\times0.40+0.20)}{1,070}$$

A×0.20、B×0.20又はC×0.40に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　経常態容補正Ⅲの算式の符号中Aに同じ。

B　経常態容補正Ⅲの算式の符号中Bに同じ。

C　経常態容補正Ⅲの算式の符号中Cに同じ。

附則第十九条の十五第五項の表市町村の項中「1.852」を「1.842」に、「0.40に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×0.50＋B×0.30」を「0.40に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×0.20＋B×0.20＋C×0.40」に改め、同条第八項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　十五歳未満人口及び六十五歳以上人口　第四十九条第五項第一号(一)の規定により分別又は分割するものとする。この場合において、「人口又は人口集中地区人口」とあるのは、「十五歳未満人口又は六十五歳以上人口」と読み替えるものとする。

附則第十九条の十五第九項中「附則第十九条の十四第八項」を「附則第十九条の十四第九項」に改める。

附則第十九条の十六第十一項中「附則第十九条の十四第八項」を「法第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた附則第十九条の十四第九項」に改め、同条第十三項中「附則第十九条の十四第八項」を「附則第十九条の十四第九項」に改め、同条第十四項第一号中「法」を「法第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百七号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の二の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月七日　　総務大臣　片山　善博

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「附則第六条の二の」を「第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第六条の二の」に改める。

第三条第六項中「普通交付税省令附則第十九条の十四第八項」を「地方交付税法第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第十九条の十四第九項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。